

毎週火、金、日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇選管告示

目次

- 鳥取県知事の任期満了による選挙の執行期日
- 鳥取県知事選挙における選挙長等の選任
- 鳥取県知事選挙及び鳥取市議会議員の一般選挙において補充選挙人名簿の調製等に関する期日、期間等
- 鳥取県知事選挙の投票用紙の様式仮投票用封筒等におすべき印
- 鳥取県知事選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額
- 鳥取県知事選挙における選挙公報掲載文の申請期限及びくじを行なう日時及び場所
- 鳥取県知事選挙における立会演説会の開催計画
- 鳥取県知事選挙について立会演説会の演説の順序をきめるくじを行なう日時及び場所
- 鳥取県知事選挙における選挙会の日時

及び場所
鳥取県知事選挙における選挙立会人のくじを行なう日時及び場所
鳥取県知事選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することができる日時等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定に基づき、鳥取県知事の任期満了に因る選挙を、昭和三十七年十一月二十五日に行なう。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事選挙における選挙長及び選挙長の職務代理者を、それぞれ次のとおり選任した。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 職名住所氏名
 選挙長 米子市明治町八 加藤 章
 選挙長の職務代理者 鳥取市東町二丁目 平林 鴻三
 選挙長の執務場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙及びこれと同時に選挙を行なう予定の鳥取市議会議員の一般選挙について調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の期間及び方法を、それぞれ次のとおり定める。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

- 一 調製現在期日 昭和三十七年十一月三日
- 二 申請の期間及び方法

昭和三十七年十一月四日から十一月十日までの間に、住所地の市町村選挙管理委員会に文書で申請すること。

三 調製期間 昭和三十七年十一月十一日から十一月十五日まで

四 縦覧期間 昭和三十七年十一月十六日から十一月十九日まで

五 異議の申出に対する決定期限 昭和三十七年十一月二十一日

六 確定期日 昭和三十七年十一月二十二日

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙の投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印を、それぞれ次のとおり定める。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

- 一 投票用紙の様式

○注 意

一 候補者の氏名は、欄内に入書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

鳥取県知事選挙投票

鳥取県
 選挙管理
 委員会印

表

鳥取県知事選挙投票

鳥取県
 選挙管理
 委員会印

裏

備考 1 用紙は白色で、文字は黒色で印刷する。

2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号
昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙における各候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

昭和三十七年十月三十一日
鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義
候補者一人につき 二、五五五、六〇〇円

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙における選挙公報掲載文の申請期限並びに掲載順序のくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

- 昭和三十七年十月三十一日
鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義
- 一 申請期限 昭和三十七年十一月十二日
 - 二 くじを行なう日時 昭和三十七年十一月十二日
午後五時十分
 - 三 くじを行なう場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号
昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙における立会演説会の開催計画を、次のとおり定める。
昭和三十七年十月三十一日
鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

- 一 立会演説会の方法
班別編成の方法によらない立会演説会とする。
- 二 候補者一人当りの演説の時間 四十分以内
- 三 一回の立会演説会において演説をすることができる候補者の数 五人
- 四 立会演説会の開催予定の日時及び会場

開催日		開催市町村	予定会場
十一月四日	午後一時三十分	岩美町	岩美中学校
	〃 七時三十分	鳥取市	日進小学校
十一月五日	〃 一時三十分	郡家町	中央中学校
	〃 七時三十分	河原町	河原小学校
十一月六日	〃 一時三十分	八東町	八東小学校
	〃 七時三十分	若桜町	若桜中学校
十一月七日	〃 一時三十分	用瀬町	用瀬小学校
	〃 七時三十分	智頭町	智頭小学校
十一月八日	〃 一時三十分	鳥取市	湖東中学校
	〃 七時三十分	気高町	浜村小学校
十一月九日	〃 一時三十分	青谷町	青谷小学校
	〃 七時三十分	東郷町	桜小学校
十一月十日	〃 一時三十分	三朝町	三朝中学校三朝校舎
	〃 七時三十分	倉吉市	河北中学校
十一月十一日	〃 一時三十分	大栄町	緑ヶ丘中学校
	〃 七時三十分	東伯町	浦安公会堂

十一月十二日	〃 一時三十分	赤碓町	赤碓中学校
十一月十三日	〃 七時三十分	名和町	名和中学校
十一月十四日	〃 一時三十分	大山町	大山第二中学校
十一月十五日	〃 七時三十分	淀江町	淀江小学校
十一月十六日	〃 一時三十分	米子市	大條津小学校
十一月十七日	〃 七時三十分	境港市	境小学校
十一月十八日	〃 一時三十分	日南町	生山公会堂
十一月十九日	〃 七時三十分	日野町	根雨公会堂
十一月二十日	〃 一時三十分	西伯町	中央集会所
十一月二十一日	〃 七時三十分	米子市	米子市公会堂
十一月二十二日	〃 一時三十分	江府町	江府町公民館
十一月二十三日	〃 七時三十分	溝口町	溝口小学校
十一月二十四日	〃 一時三十分	岸本町	岸本中学校
十一月二十五日	〃 七時三十分	米子市	明道小学校
十一月二十六日	〃 一時三十分	関金町	鴨川中学校
十一月二十七日	〃 七時三十分	倉吉市	成徳小学校
十一月二十八日	〃 一時三十分	国府町	谷小学校
十一月二十九日	〃 七時三十分	鳥取市	遷喬小学校

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙
について開催する立会演説会の演説の順序をきめるくじ
を行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和三十七年十月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義
一日時 昭和三十七年十一月一日 午後五時十分
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙
における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義
一日時 昭和三十七年十一月二十七日 午後三時
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県庁

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙
において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十
人を超える場合のくじ並びに同一の政党その他の政治団
体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上
ある場合のくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定
める。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義
一日時 昭和三十七年十一月二十三日 午前十一時
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙
について設置するポスター掲示場に公職選挙法(昭和二
十五年法律第百号)第百四十四条の二第三項の規定によ
りポスターを掲示することができる日並びに掲示の順序

のくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 掲示することができる日

昭和三十七年十一月一日

二 くじを行なう日時

昭和三十七年十月三十一日 午後五時十分

三 くじを行なう場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
定価 一部月額二五〇円(配達料共)